HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国製造物責任法における無過失責任の受容と変容（３・完）
Author(s)	崔, 光日
Citation	北大法学論集, 55(2), 464-419
Issue Date	2004-07-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15285
Type	bulletin (article)
File Information	55(2)_p464-419.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

中国製造物責任法における無過失責任の受容と変容（3・完）

崔　光日

目　次

序章

第1節　本稿の目的と構成
第2節　製造物責任の意義
第1章　中国製造物責任法の概説
第1節　製造物責任法の概観
1　民法通則と製造物責任
2　製品品質法と製造物責任
3　消費者権利・利益保護法と製造物責任
第2節　製造物責任立法の背景
1　諸外国における製造物責任の無過失責任化
2　中国の製造物責任立法の背景
第3節　製造物責任法の特徴
1　立法形式上の特徴
2　整合性の欠如
第2章　責任主体
第1節　責任主体の範囲
1　責任主体についての二つの考え方
2　中国における責任主体の範囲
3　責任主体の帰責根拠

第2節　製造業者
1　責任主体の要件
2　部品・原材料の製造者
3　表示製造者
第3節　流通業者
1　輸入業者
2　販売業者　(以上、54巻5号)
第4節　責任主体の規定の問題点について
1　民法通則122条と製品品質法との関係
2　「先行賠償責任」について
第3章　製造物
第1節　製造物の定義
第2節　製造物の要件
1　「動産であること」
2　「製造・加工されたこと」
3　「販売に供されること」
第4章　欠陥
第1節　欠陥の概念
1　「品質不合格」と「欠陥」
2　欠陥の定義
3　欠陥の判断における「安全基準」の位置付け
第2節　欠陥の判断
1　欠陥の判断基準
2　欠陥の判断要素　(以上、54巻6号)
第3節　開発危険の抗弁
1　製造物責任の免責事由
2　開発危険の抗弁の採否
3　開発危険の抗弁における「科学技術の水準」
第4節　欠陥責任と過失責任
1　過失の客観化と欠陥責任
2　開発危険の抗弁と欠陥責任
第5章　欠陥の証明責任の軽減
第1節　欠陥の証明責任の所在
第2節　欠陥の存在の推定
1　法律上の推定
2　事実上の推定
第3節　欠陥の存在時期の推定

第4節　欠陥の証明度の軽減
1　欠陥の証明度
2　欠陥の特定の程度
終章　中国製造物責任法への提言　（以上、本号）

第4章　欠陥

第3節　開発危険の抗弁

1　製造物責任の免責事由

製造物責任は、製造者の過失を要件としないという意味で「無過失責任」であるが、製造物に起因するすべての損害について製造者に賠償責任を負わせる「絶対責任」ではない。一般に、各国の製造物責任法は、製造物に欠陥があっても、当該製造物の製造者が一定の事情の存在を証明すれば、賠償の責めを免じられるとしている。

（1）免責事由と証明責任

製造物責任の免責事由は、製造物責任の消極的な成立要件であるから、その証明責任は製造物責任の成立を否定する製造者側にあり、これらの免責事由を定めた法律は、原則としてその規定する責任排除原因は、存在しないという推定から出発していると理解される[1]。そして、製造物責任の成立要件は、損害賠償を請求する原告がその証明責任を負う積極的な要件ではなく、消極的な要件（免責事由）として定めて、その証明責任を製造者側に負わせることが被害者の救済に有利であるといえる。

中国の製品品質法（41条2項）は、生産者は、①製品を流通に投入していないこと、②製品を流通に投入したときには、損害を引き起こした欠陥がまだ存在していなかったこと、③製品を流通に投入したときにおける科学技術の水準では、まだ欠陥の存在を発見することが不可能であったことのいずれかを証明すれば、損害賠償責任を負わないとする。

製品品質法が定めるこの三つの免責事由はEC指令を踏襲したもので

あるが、EC指令(7条)は、製造者が次の各号の一を証明するときは、責めに任じないとする。

〔a〕製造者が、その製造物を流通に置いたのではないこと、〔b〕損害を生じさせた欠陥は、諸事情を考慮すれば、その製造物が製造者によって流通に置かれたときには存在しなかったか又はその後に生じた蓋然性があること、〔c〕製造者が、その製造物を、営利目的をもって販売その他の方法により配布するために製造したのではなく、かつ事業活動として製造又は配布したのではないこと、〔d〕その欠陥が、製造物を公的機関の定める強制的な基準にしたがって製造したことに起因すること、〔e〕製造者がその製造物を流通に置いた時点における科学技術の水準によっては、その欠陥の存在は認識されることはできなかったこと、〔f〕構成部品の製造者については、その欠陥が、構成部品の組み込まれた製造物の構造又はその製造者のした指示に起因すること。

日本の製造物責任法(4条)は、EC指令の〔e〕と〔f〕にあたる「開発危険の抗弁」と「部品・原材料製造業者の抗弁」は規定したが、〔a〕〔b〕〔c〕にあたる製造者がその製造物を流通に置いたこと(3条)、事故の発生時にあった欠陥は、流通に置かれるときにすでにあったこと、および製造者などはその製造物を「業として」製造したこと(3条、2条3項1号)は、請求権の成立の要件として被害者が証明するべきものにしている。したがって、これらを免責事由として定めて、その証明責任を製造者側に負わせるEC指令より、被害者に不利になっているといえる。

中国の製品品質法の免責事由の①と③はEC指令の〔a〕と〔e〕と同じであるが、②はEC指令の〔b〕と若干異なる。EC指令の〔b〕は、製造物を流通に置いた時点では欠陥が存在しなかったか、その後に生じた「蓋然性」があることを証明すれば免責されるとするのに対して、製品品質法の②は、製品が流通に投入されたときには欠陥が存在しなかったこと自体を証明することで免責されるとする。すなわち、EC指令は、事故時の欠陥の存在から製品を流通に置いた時点での欠陥存在の蓋然性を推定しているのに対して、製品品質法は、事故時の欠陥の存在

から製品を流通に投入した時点での欠陥の存在そのものを推定しているのである。事故時に欠陥が存在していることは被害者側にとって（容易ではないが）証明可能であっても、流通に置いた時点での欠陥の存在の証明は極めて困難であるということを考えると、欠陥の証明に関しては、中国の製品品質法の方が、蓋然性の推定をするEC指令と推定の規定がない日本の製造物責任法より、被害者側に有利で製造者側に厳しくなっているといえる。

（2）製品品質法に採用されなかったその他の免責事由

製品品質法は、上記の三つの免責事由のほか、EC指令の定めるその他の免責事由は定めていない。

そもそも、製品品質法においては、EC指令の〔c〕にあたる、責任主体の要件として「業として」かつ「営利の目的で」製造物を製造、販売することが必要であるかが明らかではないが、筆者は、責任主体は「業として」製造、販売するものに制限するべきであると考えている[2]。そして、製造物を「業として」製造、販売したことは、日本の製造物責任法のように責任の積極的な要件として定めるのではなく、EC指令のように免責事由として定めて、被害者の証明責任に配慮することが望ましいと考える。

また、EC指令の〔f〕にあたる、部品・原材料の製造者が製造物責任主体であるか否かも、製品品質法においては明らかではないが、筆者は、部品・原材料の製造者も製造物責任の主体としたうえで、EC指令と日本の製造物責任法のように免責事由を定めることにより、完成品の製造者の責任との区別を図るべきであると考える[3]。

EC指令の〔d〕にあたる、「国の強制的基準の抗弁」は、製品品質法の草案に盛り込まれていたが[4]、立法機関における審議の際、一部の委員から、国の法律、法規の行政的基準に合致させるため、製品に欠陥が生じることは、中国では起きたことがなく、今後も起きてはいけないという意見が出されて削除された経緯がある[5]。日本の製造物責任法の制定過程においても、この免責事由の採否が議論されたが、免責事由とす

べき法令、公的な規制が明確ではないほか、このような法令、公的な規制が欠陥の原因である場合には、国などの国家賠償責任を追及したり、求償権を行使したりすることによって、製造者の責任負担を軽減することができるなどの理由により採用されなかった[6]。

日本の場合には、「国の強制基準の抗弁」を認めて製造者が免責されても、被害者は、国家賠償法に基づいて国に対して損害賠償を請求することができるため[7]、この抗弁を設けても、被害者にとって結果的には変わらない可能性もある。これに対して、中国では、国が制定した安全規制・基準に不備があって、それに従って製造された製造物の欠陥により損害が生じた場合に、国に対して国家賠償を請求することができないため[8]、この抗弁を認めると、被害者は製造者に損害賠償を請求できず、国に対しても損害賠償を請求できなくなり、この抗弁を認めなかったことの被害者にとっての意義は日本より重要であるといえる。ただし、問題の強制基準を作った国が責任を負わないのは妥当とはいえないだろう。

2　開発危険の抗弁の採否

製造物を流通に置いた時点における科学・技術の水準によっては、認識不可能な欠陥(「開発危険」)を免責事由として認めるか否かは、ECと日本では、製造物責任法の制定にあたって、もっとも争われた問題の一つであったが、中国では、立法前にほとんど議論されずに法律に盛り込まれた[9]。中国で、開発危険の抗弁が争点とならなかったことについては、次の二つの原因が考えられる。一つは、中国における製造物責任の立法化は、諸外国と違って、主に製造者の故意又は過失が明らかな粗悪製品被害の救済のために進められたため[10]、「開発危険」のように高度な価値判断が必要とされる問題は、そもそも重視されなかったことである。いま一つは、製品品質法の立法当時の中国では、消費者側も産業界側も、ともに開発危険の抗弁の採否と自分たちとの利害関係についての認識が欠如したため、双方の利害の対立が現実化されなかったことである。

しかし、中国でも、当事者が意識しているか否かにかかわらず、開発

危険が問題となりうる製品事故が発生し、被害者と製造者側が対立する現実的な可能性があり、開発危険の抗弁の採用の是非および裁判実務上の運用のための方向性ないし指針について検討する必要があると思われる。

1985年に採択されたEC指令は開発危険を免責事由として認めている。しかし、1974年8月のEC指令「第一次予備草案」から1979年の最終提案までの諸提案は、開発危険の抗弁の採否について、二転三転して、一貫しておらず、かなりの紆余曲折があったことを表している[11]。なお、EC指令は、原則として開発危険の抗弁を認めながら、また、各加盟国は、開発の危険をも有責とする既存の国内法を存続させ、または新たな立法をすることができるとしている[12]。

日本においては、1975年に公表された製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」をはじめ、その後公表された私法学会の報告者グループによる提案および各政党、弁護士会の諸提案は、そのほとんどが開発危険の抗弁を認めていなかった[13]。これに対して、政府内における検討では、産業構造審議会総合製品安全部会の答申および法制審議会民法部会財産小委員会の報告は、開発危険の抗弁を採用するべきであるとした[14]。結局、日本においても、消費者側と産業界側の採否両論の激論の末、開発危険の抗弁を認める内容の製造物責任法が制定されたのである。

しかし、EC指令と日本の製造物責任法に開発危険の抗弁が採用されたのは、法理論上の決着ではなく、立法政策上の判断の結果であるといわれている[15]。つまり、開発危険の抗弁を採用したことには、採否両論の対立を解消できるほどの決定的な法理論的理由はなく、採否両論が代表する消費者側と産業界側の利害関係についての政策的な判断の結果であるといえる。

開発危険の抗弁を認めるEC指令のもとでも、一部の国は開発危険の抗弁を排除しており[16]、開発危険の抗弁を認める国の中には、開発危険の抗弁を原則として認めながらも、一部の製造物については、開発危険の抗弁を排除している。スペインの製造物責任法は、医薬品と食品については開発危険の抗弁を認めていない[17]。ドイツでは、EC指令を国内立

法化した製造物責任法は開発危険を免責としたが、薬事法(84条)により、医薬品については、開発危険の抗弁が認められず、流通に置いたときの医学、薬学の最高の知識水準によっても医薬品の欠陥を認識できなかった場合でも、製薬業者の責任が肯定される[18]。また、1990年に施行された「遺伝子工学法」(37条2項)により、遺伝子操作された生物を含む、あるいは遺伝子操作された生物から組成された製造物の欠陥による事故については、開発危険の抗弁による免責はできない[19]。ドイツで、特別法により一部の製造物について、開発危険の抗弁を認めないのは、このような製品は、開発危険が生じる可能性が大きいので、有責にしないと被害者の保護に欠けるおそれがあるからだといわれている[20]。つまり、開発危険が問題となる可能性があまりない普通の製品については、EC指令に従って原則として開発危険の抗弁を認めるが、開発の危険が問題となる可能性が最も高い製品については、あえて開発危険の抗弁を認めず、消費者の保護を優先的に考慮しているのである。

中国の製品品質法は、EC指令を踏襲して、開発危険の抗弁を採用しているが、その採用に当っては、十分な検討が行なわれておらず、有力な根拠も示されていない。上記の諸外国における開発危険の抗弁の取り扱いについての考察および製品品質法の立法経緯から、筆者には、製品品質法が開発危険の抗弁を採用したことは妥当であるとはいえないと思われる。

まず、製品品質法はEC指令を踏襲して開発危険の抗弁を採用しているが、上記のようにEC指令が開発危険の抗弁を採用したのは、必ずしもすべての加盟国の意思を反映しているとはいえず、また、一種の妥協の結果にすぎないため、EC指令が開発の危険の抗弁を採用したことは、中国の製造物責任法が同抗弁を採用することの妥当性を説明できるものではない。

次に、開発危険の抗弁を認めないと、研究開発、技術革新が阻害されることになり、ひいては産業活力を損なうこととなり、また、保険を付することが困難になるおそれがある、というのが開発危険の抗弁を排除することに反対する主な理由であるが[21]、必ずしもそうではないと思わ

れる。開発危険の抗弁を認めても、開発危険の前提となる科学技術の水準は、「世界最高水準」を基準とするので、実際に開発危険が問題となりうるのは、医学業界と化学業界に限られるだろうし[22]、しかも、このような業界においても極めて稀な場合しか予期されないが[23]、これは、反対に、開発危険の抗弁を否定しても、産業界に大きい影響が出る可能性はないことをも意味するといえるだろう。

そして、日本では、製造物責任法の制定前の過失責任のもとでも、判例・学説上の過失の客観化・高度化によって、製造者に対して高度な注意義務が求められるようになっていたため、製造物責任法の下で開発危険の抗弁を認めても、開発危険であるか否か（製造者が認識可能な欠陥であったか否か）は、当然高度の科学技術の水準を基準に判断されることになると予想できる[24]。これに対して、中国では、日本のような過失の客観化・高度化が学説および実務ともに欠けているため、開発危険の抗弁を認めて、製造者の欠陥についての認識可能性が争われる場合、より低い水準の科学技術水準を基準として判断され、実質的には過失の有無を判断することと変わらない結果となって、開発危険の抗弁が容易に認められるおそれがあり、無過失責任の製造物責任法の意義が損なわれることになりかねない。そして、開発危険の抗弁を認めると、製造者が開発危険の抗弁を主張した場合、これを覆すためには、製造物が流通に置かれた時点における科学技術知識の水準によって製造物の危険を予見することが可能であったことについて、被害者が反証を挙げなければならず、被害者は困難な証明責任を負わされることとなる[25]。

また、開発危険の抗弁を認めると、製造者が免責されるため、被害者を救済するには、特別な救済制度が必要であるが、社会保障制度がまだ整備されていない中国の現状では、欠陥製造物の被害者のための特別な救済制度を設けるのが難しく、結果的に被害者は救済されないこととなるおそれがあると思われる。

要するに、開発危険の抗弁を採用することには十分な根拠があるとは思われず、開発危険の抗弁を採用にしたことにより、中国の欠陥製品被害者は日本などの被害者よりも不利な立場に置かれるおそれがある。

中国民法典の「全国人大草案」、「社会科学院案」、「人民大学案」は、いずれも現行法と同じように開発危険の抗弁を認めるが、筆者には、被害者(消費者)の保護という製造物責任法の本来の趣旨を徹底するためには、開発危険の抗弁を採用せず、開発危険をも有責としたうえで、万が一にもありうる開発危険による賠償のコストは、保険制度や基金制度の充実などで処理し、最終的には製品価格に上乗せして消費者一般に分散、転嫁させるシステムにすることが望ましいと思われる[26]。

3　開発危険の抗弁における「科学技術の水準」

開発危険の抗弁については、その採否のほかその判断基準となる科学知識や技術知識の水準を、どの程度の水準とするかが重要な論点となる。

中国の製品品質法と日本の製造物責任法およびEC指令は、同じく開発危険の抗弁を認めるが、ある製品の欠陥が開発危険であるか否かを判断する基準については規定しておらず、如何なる水準の科学技術によって欠陥の存在を認識できなかった場合に開発の危険の抗弁が認められるかは、解釈および裁判実務の判断に委ねられることとなる。

EC指令においては、その科学技術の水準について明文の規定はないが、EC委員会の考え方によれば、ここにいう科学技術の水準とは、世界最高の水準を意味するものとされている[27]。すなわち、EC指令での科学技術の水準というのは、科学技術の分野で一般に承認され、使用しうる専門知識の総体であり、科学技術の知識は、国際的な交流が進んでいる現実では、科学者や技術者にとっては世界的に普遍的なものであるから、当該製造者の属する国において使用しうる科学技術上の専門知識(だけ)によるべきではないということになる[28]。

日本の製造物責任法にも明文の規定はないが、開発危険の基準となる「科学又は技術に関する知見」(4条1項)とはEC指令と同じく、世界的に見て最高の科学技術の水準を意味するものと解されている[29]。なお、このような科学技術の知識は、現在の情報化社会においては、それが一般に公表され、その科学技術の分野で一般に承認されており、したがって、一般に利用可能となっていれば、被告である製造者が実際に入手可

能であったか否かは考慮されるべきではないとされる[30]。

開発危険の抗弁を判断する科学技術の水準について、製品品質法の起草機関である国家技術監督局は、製品を流通に投入するときにおける社会の科学技術の水準を基準とすると説明するが[31]、それが中国における科学技術の水準なのか、それとも全世界における科学技術の水準なのかは明言していない。ただし、学説は製品品質法の定める科学技術の水準を世界の最高の科学技術の知識の水準と解する[32]。

開発危険の抗弁の基準となる科学技術の水準を、特定の国（特にその水準の比較的に低い国）や個々の製造者や業界の平均的な水準として捉えて、低く設定したり、あるいは、個々の製造者の科学技術についての「入手可能性」を考慮したりすると、過失責任の下において製造者の予見可能性を問題とする場合と同様の結果となり、過失責任に替えて欠陥を責任要件とする無過失責任に基づく製造物責任を規定した意味が失われることになるから、開発危険の抗弁の解釈と適用にあたっては、その基準をできるだけ高く設定し、かつ、製造者の「入手可能性」は不問とするべきであると思われる。とりわけ、中国では日本のような製造物責任訴訟における過失の客観化・高度化の理論も裁判例も欠けているため、開発危険の抗弁を認めて、欠陥の存在に対する製造者の認識可能性を考慮することになると、より低い水準の科学技術をもってその認識可能性が判断されるおそれがあるため、開発危険の判断基準を世界最高の科学技術の水準として捉えることの意義はもっと重要であるといえる。

中国における開発危険の抗弁に関する議論の中には、開発危険の抗弁を技術水準の抗弁と同一視するものが見られるが[33]、開発危険の抗弁と科学技術の抗弁は同じ概念ではない。すでに検討したように、開発危険（development risk）とは、製造物が流通過程に置かれた時点における科学知識や技術知識の水準によっては発見することができなかった製造物の危険を意味している。これに対して、技術水準（state of the art）とは、アメリカにおける概念であり、きわめて多義に使われているが、一般に、①同種の製品の製造についての業界の標準的な慣行、②法的あるいは行政上もしくは業界の自主的な品質・安全基準、③科学・技術分野での知

識の到達水準、④実際的・経済的な実行可能性の四つの意味で使われている[34]。その中で、①、②、④は明らかに開発危険の抗弁における「科学技術の水準」より低いものとなる可能性があり、③の科学技術の到達点としての技術水準のみが開発危険と同じ意味をもち、開発危険の抗弁と技術水準の抗弁は同一視するべきではない。

また、中国では、開発欠陥と開発危険を同一視するものも見られるが[35]、両者は同じ概念ではない。開発欠陥とは、製品を流通に投入する時点ですでに認識されていたが、当時の科学技術の水準では除去不可能な危険性のことであり、開発危険とは、製品を流通に投入する時点では認識不可能な欠陥のことである[36]。開発危険の抗弁を認めると開発危険を有する製品の製造者は免責されうるが、開発欠陥を有する製品の製造者は必ずしも免責されない。

当時の科学技術の水準では除去不可能な危険性を有する製品は、最低限の安全性すら欠けていて、その危険性が当時の社会通念が許容できる程度以上であると評価される場合には、そもそも製造が許されるべきではない。しかし、最低限の安全性は有し、代替製品の可能性、危険の種類・程度、危険性と有用性の比較、消費者に対する説明・指示などを総合的に考慮して、その危険性が社会通念上許容される程度であると評価される場合には、その製造物は、責任要件としての欠陥(不合理な危険)を有しないものと判断され、製造者は製造物責任を負わないこととなる[37]。

第4節　欠陥責任と過失責任

製造物責任は、責任の要件を一般不法行為責任の過失から欠陥に替えることで、被害者の証明責任の負担を軽減し、被害者の救済を容易にすることを目的とする。つまり、過失という製造者の主観的な要素ではなく、製造物の欠陥という客観的な要素を基準に製造者の責任を判断することにより、欠陥製品被害者の救済を円滑にしようとする責任法理である。しかし、製造物がもつ危険な性質が欠陥であるか否かは、当該製造

物に係るさまざまな事情を総合的に考慮して判断しなければならず、その意味では、過失と同じように一定の価値判断を必要とする規範的な概念である。そして、欠陥の判断と過失の判断が、その考慮要素と方法において共通のところがあるため、製造物責任（欠陥責任）と過失責任の区別は必ずしも明確ではなく、過失責任に替わる欠陥責任の意義（必要性）について疑問視する見解も主張されている。また、製造物責任法において開発危険の抗弁を認めたことも欠陥責任と過失責任の区別を曖昧にしている。

1　過失の客観化と欠陥責任

過失の本質について、日本では、過失を不注意ないし意思の緊張の欠如という行為者の内心の心理状態における責められるべき状態と見る考え方と、注意を欠いた行為の仕方をしたことという行為の態様、ないし、注意して行動すべき義務に反すること（注意義務違反）を過失とする見解がある[38]。元来、学説においては、過失を「その結果の発生することを知るべきでありながら、不注意のためそれを知りえないで、ある行為をする」という心理状態として捉える説が多数を占めていたが[39]、判例においては、多数説とは逆に、当該状況において行為者がとるべきであった注意義務違反をもって過失とするものが多く[40]、学説においても、過失を「権利侵害回避のために法秩序が命ずる一定の注意義務に違反することである」として注意義務違反と捉える見解が有力になっている[41]。現在は、過失を被害の発生が予見できたにもかかわらず、その被害の発生を回避すべき義務に違反して結果を発生させることと定義するのが通説的見解であり[42]、過失は予見可能性を前提とした結果回避義務違反であるとする考え方が理論的にも実務的にも一般的に定着していると見られている[43]。

過失の判断における注意義務の程度については、具体的な加害者を基準とするのではなく、抽象的な「通常人」を基準として判断することとなり、不法行為の一般的成立要件としての過失は、具体的な過失ではなく、抽象的な過失として捉えるようになっている[44]。そして、製品事故

の場合には、製造者の注意義務を安全な製品を製造・販売するべき義務といった程度に抽象化することによって被害者の救済を図る裁判例も見られるようになった[45]。さらには、食品、医薬品事故を中心に、高度の調査義務を課すなどとして、製造者に高度の注意義務が求められるようにもなった[46]。このような過失の客観化・抽象化・高度化および過失の事実上の推定などにより、欠陥製造物事故において、製造者などの過失についての被害者の証明責任は相当に軽減されるようになった。

そして、客観化した過失の判断は、欠陥の判断と区別することができないレベルに達しており、過失責任の下でも実際には無過失責任を実現しているとして、無過失責任の製造物責任法を制定する積極的意義が乏しいとする見解が主張された[47]。

このような製造物責任立法についての消極的な評価に対して、製造物責任立法の必要性を積極的に認める学者は、裁判所は、深刻な被害が大量に発生した医療品事故や一部の食品事故などの事例では比較的容易に過失を認定しているのに対して、それ以外の事例においては過失の認定はそれほど容易ではなく、また、過失の認定の前提としてあるいは過失認定と実質同義のものとして、欠陥ないし瑕疵を問題にする裁判例もあるが、そこでも一部の製造物については、欠陥の存在を否定する例が少なくないと指摘して、過失に替わって欠陥を責任要件とする意義を主張する[48]。また、過失は、製造者が不注意だったかどうかという製造者を基準として判断されるのに対して、欠陥は、消費者側から見て安全性を欠くかどうかを判断することとなるとして、過失責任から欠陥責任へと転換する意義を指摘する見解もある[49]。

日本の製造物責任法は、欠陥の判断要素として、「当該製造物の特性」、「その通常予想される使用形態」、「その製造業者などが当該製造物を引き渡した時期」を定めるが、その中には、「製造物の効用・有用性と危険との比較考量」、「事故を防止するための表示」、「同価格帯の製造物の安全性との関係」、「被害発生の蓋然性とその程度」、「製造物の使用者による損害発生防止の可能性」などが含まれると説明されており[50]、一方、欠陥の判断において、損害の発生、その回避の可能性に関する事情が考

慮されるため、欠陥の判断と過失（予見可能性を前提とする注意義務違反）の判断との区別が問題となるが、次のような説明がなされている。即ち、欠陥の有無を判断するにあたって、損害発生の蓋然性、損害の内容などの事情が個々の事案ごとに必要な範囲で考慮されるのは、製品が通常有すべき安全性を欠いているかどうかを判断するためにその一つの事情として考慮するものであり、過失責任の場合のように、加害者による予見可能性、結果回避可能性の有無を判断する場面で問題になるものではなく、考慮の観点、内容、重要性が異なるものである。損害発生の予見可能性、結果の回避可能性は、過失責任の基本的な要件であり、判断の基準であるから、これらを製品の欠陥の判断において考慮することは、結局過失責任と実質的な同じ内容の損害賠償責任になるおそれがあり、妥当ではない、という[51]。

中国では、従来、旧ソ連の民法理論を踏襲して、過失の本質を行為者の心理状態として捉えるのが一般的で[52]、過失は、行為者が自分の行為により生じうる損害結果を予見するべきでありながら、予見できず、あるいは、予見しながら回避できると軽信することであるとした[53]。現在も、過失の本質を行為者の心理状態として捉えるのが一般的であるが[54]、注意義務違反をもって過失とする見解も主張されており[55]、中国でも過失の客観化理論が形成されつつあるように思われる。ただし、学説上は過失の客観化理論を提唱する見解が見られるものの、裁判実務において一般的に認められているかは不明であり、過失の客観化の傾向は日本のようには明確ではないように思われる。そのため、中国では製造物責任法の立法当時およびその後も、日本のような過失の客観化による被害者の救済を理由に製造物責任の立法の必要性を否定する主張は見られず、製造物責任に対する反対論も少なかったと思われる。そして、伝統的な過失責任による被害者の救済には明らかに限界があるため、中国において、過失責任に替えて欠陥を責任要件とする製造物責任制度を確立する意義は日本より大きいといえる。

2　開発危険の抗弁と欠陥責任

欠陥責任と過失責任の区別において、もう一つ問題となるのが開発危険についての理解である。

過失責任においては、結果回避義務の前提として予見可能性の存在が必要であるため、予見不可能な危険については、製造者の過失を認めて責任を追及することはできない。これに対して、製造物責任においては、過失は責任の要件ではなく、製造物の客観的性状である欠陥が責任要件であるため、製造者が欠陥について予見できたか否かは考慮されるべきではないはずである。ところが、すでに言及したように、各国の製造物責任法は製造物を流通においた時点における科学・技術の知識の水準によっては、欠陥の存在を認識することができなかったことを製造者の免責事由として認めるのが一般的である。

そのため、日本では、製造物責任法の制定前から、厳格責任のもとでも開発危険の抗弁を認める場合には、予見可能性についての挙証責任が製造者に課される点を除けば、結果的には変わりがないことになり、開発危険の抗弁は、過失ないし予見可能性の推定規定をおいたことと同一になるという主張があった[56]。

このような見解に対しては、過失責任における予見可能性は、製造時において製造物の危険を予見可能な科学知識や技術知識の水準が存在したことのみでは足りず、製造者がそれらの知識を入手可能であったことも必要とされるのに対して、開発危険の抗弁は、そのような知識に関する製造者の入手可能性は問題としておらず、製造時において製造物の危険を予見可能な科学知識や技術知識が存在する限り、製造者がそれらの知識を入手できなかったとしても製造者の免責は認められないことになる、という開発危険の抗弁と過失責任との区別を強調する見解が主張されている[57]。

欧州でも、EC指令とEC指令を国内法化したドイツの製造物責任法が開発危険の抗弁を認めたことについて、日本においてと同じように、開発危険の抗弁を認める製造物責任法は、本質的には不法行為責任と同じだとする見解があったが[58]、EC指令とドイツ製造物責任法の起草に従事した関係者および多くの学者は、開発危険の抗弁を厳格に解して、製

造物責任は過失責任に基づくものではないとするのが、EC指令とドイツ製造物責任法の本来の趣旨であるとする。その根拠の一つが、不法行為責任においては、科学技術の水準は、製造者の義務に関する注意の程度を意味し、この程度がいくら高くても、原理的には履行可能なものでなければならないのに対して、製造物責任法における開発危険の抗弁の場合には、当該欠陥が客観的に誰かによって認識されることが出来たかどうかが基準となることであるといわれている[59]。

中国においても、製品品質法が開発危険の抗弁を認めたことをもって、製造者の責任は無過失責任ではなく（過失の推定により証明責任を転換する）過失責任であるとする見解があるが[60]、筆者としては、上記の日本とECにおける議論が示すように、開発危険の抗弁を認めることは、製造物責任の無過失責任性格を否定するものではないと考える。

つまり、製造者の過失を責任要件としない製造物責任においては、製造物の危険性についての製造者の認識（予見）可能性を考慮する論理的必然性がなく、開発危険の抗弁を認めるか否かは政策的な判断の問題であり[61]、開発危険の抗弁を認めても、その判断基準を個々の製造者の主観的な予見能力ではなく、客観的（全世界的）な科学技術水準による認識可能性とする限り、過失責任との区別はなくならないはずである。もっとも、上記のような開発危険についての見解の相違は、開発危険の判断基準の設定次第では、製造物責任の性格が本質的に異なる可能性があることを意味するから[62]、開発危険の抗弁の解釈及び実務上の適用においては、製造物責任法の趣旨に沿って、その判断基準を厳格にすることが重要であると思われる。

第5章　欠陥の証明責任の軽減

第1節　欠陥の証明責任の所在

製造物責任の要件である欠陥の証明責任について、EC指令は、「損害、欠陥及び欠陥と損害との因果関係については、被害者がこれを証明しな

ければならない」(4条)と規定している。日本の製造物責任法は、欠陥の証明責任について規定はしていないが、製造物責任は不法行為責任の一つであり、その証明責任の所在も不法行為責任の証明責任の原則によるものと解するのが相当であり、製造物責任法もこのような解釈を前提として立法されていると説明される[63]。そして、アメリカ第2次不法行為法リステイトメントも、「製品が当該売主の手元を離れた時点で欠陥状態にあったとの立証責任は、被害を受けた原告にある」とする[64]。

中国の製品品質法は、欠陥の証明責任を明記していない。製品品質法の草案には欠陥の証明責任を原告に負わせる規定があったが[65]、一般消費者が欠陥を証明するのは困難であり、とりわけ複雑な製品の欠陥については、被害者はその欠陥が生じた設計上あるいは製造過程の原因を証明することは不可能であるため、被害者に証明責任を負わせることは、消費者保護という立法趣旨に反する、という批判があったため、審議の際に削除された[66]。この経緯からは、中国の立法者は被害者に欠陥についての証明責任を負わせることに否定的であるかのように見える。

ところが、中国の立法機関である全国人民代表大会と製品品質法の起草機関である国家技術監督局はその共同解説で、草案と同じく、欠陥、損害および欠陥と損害との因果関係については、被害者がその証明責任を負う(ただし、欠陥が生じた原因については証明責任を負わない)とする[67]。

学説も、欠陥及び欠陥と損害との因果関係は製造物責任の成立要件であり、その証明責任は原告側にあるとする見解と[68]、原告は被告の製品により被害を受けたことさえ証明すれば足り、欠陥の存在については証明責任を負わず、被告が製品に欠陥がないことの証明責任を負うとする見解とに分かれている[69]。

このように、欠陥の証明責任の帰属は明らかになっていないが、筆者は、原則としては、原告である被害者がその証明責任を負うと解するのが妥当であると考える。そして、欠陥については、欠陥の証明と欠陥の原因の証明とを区別するべきであると考える(本章4節の2を参照)。上記の立法機関と製品品質法の起草機関の解説については、立法者が原告に

証明責任を負わせる草案の規定を削除したのは、欠陥の存在についての原告の証明責任を否定するのではなく、原告に欠陥の生じた原因についてまで証明責任を負わせるのを否定したと解するのが論理的であると思われる。

また、中国では、製品品質法41条２項２号の製造者の免責事由（製品を流通に投入したときには、損害を引き起こした欠陥がまだ存在していなかったこと）の規定をもって、中国の製造物責任法は欠陥の証明責任を被告に転換すると解する見解が見られるが[70]、筆者は、この規定は、欠陥の証明責任を転換する規定ではなく、欠陥の存在時期（引渡し時にすでに欠陥があったこと）の証明責任を転換する規定であり、欠陥自体の証明責任は原則として依然原告が負うと解するのが妥当であると考える（本章３節を参照）。

中国でも、不法行為責任の証明責任の分配においては、原告が責任の成立要件についての証明責任を負うのが原則である[71]。製造物責任は不法行為責任の一つであり、その立証責任の問題は不法行為責任における証明責任の分配の一般原則によるのが相当であると思われる。

ただし、原告に証明責任を負わせる場合には、その証明責任の負担を軽減するための対策を講じることが必要である。製造物責任は、過失に替えて欠陥を責任要件としているので、被害者の証明責任は、不法行為責任よりかなり軽減されているといえる。しかし、多くの場合、被害者にとって欠陥の証明は容易なことではない。欠陥の証明に必要な情報が製造者側に偏在し、被害者の製造物に関する知識が欠如しているため、証明責任をあまり厳格に求めると、被害者は欠陥を証明できなくなり、責任要件を過失から欠陥に替える意義がなくなってしまう。

そのため、各国では、製造物責任法の適用にあたって、被害者に欠陥の証明責任を負わせる一方、その証明責任を軽減するための立法上または実務上の工夫がなされている。これに対して、中国では、そもそも製造物責任における欠陥の証明責任問題が立法上および実務上あまり重視されていなかった。その原因は、まずは、すでに述べたように中国の製造物責任法は主に欠陥の証明が容易な粗悪製品対策として立法され、そ

して、実務においても欠陥の証明が問題となる事例があまりなかったからだと思われる[72]。いま一つの原因は、長い間中国では、民事訴訟において職権探知主義を採り[73]、当事者の証明責任が重視されず、裁判所が当事者に代わって証拠の収集を行なうことが一般的であったためである。1991年に制定された現行の民事訴訟法は、1982年に制定された民事訴訟法(試行)(以下、旧法という)を改正したものであるが[74]、旧法は「当事者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う」(56条1項)と規定しながら、同時に、「人民法院は法定の手続に従って、証拠を全面的、客観的に収集し調査しなければならない」(同2項)と規定して、実務上では、多くの場合、当事者は証明責任を果たさず、裁判所が当事者に代わって事実の調査、証拠の収集を行なうようになったといわれる[75]。現行法は旧法の規定を改めて、「当事者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う。当事者およびその訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できない証拠、または人民法院が事件の審理に必要と認める証拠は、人民法院が調査・収集しなければならない」(64条)と規定して、裁判所が職権により証拠を収集する範囲を制限する。現行法は、一方では当事者が証明責任を負うとしながら、他方では人民法院にも証拠を調査・収集する責務があるとしているが、この当事者の証明責任と裁判所の責務との関係が曖昧であるため、旧法と現行法との間には実質的な違いはなく[76]、裁判実務においては、裁判所が当事者に代わって証拠を調査・収集する問題は依然解消されなかった[77]。

ところが、近年中国では民事裁判方式の改革が進められて、当事者の証明責任が強化されつつあり[78]、製造物責任訴訟においては、被害者である原告の証明責任を明確にすると同時に、その証明責任の負担を軽減するための方策を講じることが重要な課題となると思われる。

以下においては、上記のような中国の事情を踏まえて、証明責任の軽減について、日本などの外国の法律と学説を参考に検討を進めたい。

第2節　欠陥の存在の推定

1　法律上の推定

製造物責任訴訟における被害者の証明責任を軽減する最も有効な方法は、法律に推定の規定を設けることである。

日本では、1975年の製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」をはじめ、ほとんどの立法提案は欠陥の推定規定を設けることを提案していた[79]。推定の規定を設ける理由としては、①製造物の欠陥を証明するのに必要な証拠が製造者側に偏在していること、②日本には民事訴訟法上証拠開示制度がなく、文書提出命令も限定されたものであるため、被害者が立証に必要な証拠を得ることが難しいこと、③証明責任の分配に関する一般原則の変更には制定法の根拠が必要であることなどが挙げられた[80]。これに対しては、①一般不法行為や特別立法においては、法律上の推定が行なわれておらず、製造物責任法にのみ推定規定を設けることは、不法行為法全体の体系のバランスが取れなくなる可能性があること、②法律上の推定を行なう前提として提案されている事実は、明確な事実ではないので、推定の前提事実としては適当ではないこと、③法律上の推定によらなくても、事実上の推定などの今後の運用に期待することができることなどの理由から否定され、製造物責任法には推定規定が採用されなかったのである[81]。

中国の製品品質法の立法過程で提出された草案には欠陥の推定に関する規定がなく、そもそも欠陥の推定について議論すらされなかったようである[82]。その原因としては、繰り返し述べたように、製品品質法はもっぱら欠陥の証明が容易な粗悪製品対策として立法が進められたことと、当事者の証明責任を重視しない職権探知主義の民事裁判制度がとられたことが考えられる。ところが、もともと一般不法行為責任と区別される製造物責任制度が必要であるのは、欠陥および製造者の悪意が明らかな粗悪製品被害の救済ではなく、製造者の悪意または欠陥の証明が困難な製品被害の救済にある。現在中国で進められている民事裁判方式の改革により、当事者により厳しい証明責任が求められると、多くの場合、製品の欠陥を証明することは被害者が損害賠償を請求する際に障害になるおそれがあり、欠陥製品被害者の救済のために欠陥の証明責任の軽減策

を講じることが求められる。

前記のように、日本では欠陥の推定規定の採否が立法における大きな争点となって、賛否両論に分かれていたが、日本における議論は、中国における欠陥の推定規定の導入を考えるうえで参考になると思われる。

製造物の欠陥を証明するのに必要な証拠が製造者側に偏在していることは中国でも同じである。そして、中国の民事訴訟法には証拠開示および文書提出に関する具体的な制度が設けていないため、被害者が立証に必要な証拠を得ることが難しいことも同じである。また、中国においても証明責任の分配に関する一般原則を変更して、証明責任を転換するときには、法律の明文の規定によるべきであると思われる[83]。

中国では、民事訴訟理論と制度が発達していないうえ、裁判官の資質も高くないため、裁判所の判断により具体的な事案において証明責任を転換するか否かを決めようとすると、その判定に安定性がなく、当事者の権利・利益を不当に害することが危惧される。日本で主張されているように、製造物責任訴訟において法律上の推定ではなく、事実上の推定を活用することにより、被害者の欠陥の証明責任を軽減することも考えられるが、上と同じ理由により、その運用において安定性が望めないため、適正に機能しないおそれがあり、中国の現状では、被害者の証明責任を軽減するには、やはり法律に推定の規定を置いて、証明責任の転換の条件を明確にすることが望ましいと思われる。

日本では、法律に欠陥の推定規定を設けることに反対する理由のひとつが、一般不法行為や特別立法においてこのような先例がないことであったが[84]、中国ではすでに民法通則と特別立法に推定を認める規定が置かれており[85]、製造物責任において同様の規定を設けることは可能であると思われる。また、日本では、推定の前提事実が明確ではないというのが反対の理由となったが、法律上の推定を認めても、具体的な事案においては、前提事実を抽象的に主張するだけでは証明とは認められず、前提事実を具体的に証明することを求めることにより、推定を公正に、客観的に行なうことが可能であると思われる。

以上のような理由により、筆者には、中国の製造物責任法に、かつて

日本の製造物責任法の試案などで提案されたような欠陥の推定規定を設けることが望ましいと思われる[86]。

2　事実上の推定

事実上の推定とは、要件事実を直接証明することが困難な場合において、経験則上要件事実を推認させるような間接事実を証明することにより、その要件事実が証明されたものと推定しようとする法理論である[87]。事実上の推定は、法律上の推定のように証明責任を転換させるものではないが、製造物の欠陥を直接証明できる事実（要件事実）を証明することが困難な場合に、より証明が容易な他の事実（間接事実）を証明し、経験則を生かして欠陥を認定することができるから、法律上の推定が認められない場合において、被害者の欠陥についての証明責任を軽減する有効な手段として活用が期待される。

法律上、欠陥についての推定が定められていない中国の現状では、被害者の証明責任を軽減する方策として事実上の推定を活用することが重要であるが、一部の裁判所で事実上の推定により欠陥を認定する事例が見られるものの[88]、裁判実務上において、欠陥についての事実上の推定が一般的に活用されているかは不明である。

事実上の推定においては、如何なる事実を証明すれば欠陥の存在を推定できるかが重要である。しかし、中国では、そもそも欠陥の推定についての議論があまりなく、推定の前提事実について真正面から具体的に論じるものは管見の限り見当たらない。実際の製品事故においては、製品の種類、特性、事故の態様、被害の内容など個々の事案により、証明すべき事実が決まることとなるが、間接事実といっても、それをあまり具体的に要求すると、証拠が製造者側に偏在するか、あるいは事実の内容が科学技術的に高度かつ複雑である場合には、被害者としては、直接事実同様に証明ができないこともありうるから、一般の消費者が証明できる程度の事実をもって間接事実として捉えるべきであると思われる。具体的にいうと、①製造物を適正（合理的）に使用したのに「損害」が生じたこと、②その「損害」が製造物を適正（合理的）に使用した場合

には、通常生じうべき性質の損害ではないこと、という二つの事実をもって、欠陥の存在を推認する間接事実として捉えることが妥当であると思われる[89]。これは、日本の製造物責任立法提案で、法律上の推定を行なう前提事実として提示されたのと同じであるが[90]、これを事実上の推定の前提事実とすることにより、法律上の推定規定を設けるのと同じように被害者の証明責任を軽減することができると思われる[91]。法律上の推定も、前提事実によって要件事実が推認されるという経験則に基づいている点においては、事実上の推定と大きく異なるものではないから、法律上の推定の前提事実を事実上の推定の前提事実として捉えても、不適切ではないと思われる[92]。

第3節　欠陥の存在時期の推定

製造物の製造者に製造物責任を負わせるには、損害を生じさせた欠陥が、製造者がその製造物を流通に投入する時点ですでに存在していなければならない。したがって、原則として欠陥製品の被害者は、当該製造物の欠陥は製造物が流通に投入される時点ですでに存在していた欠陥であることを証明しなければならない。

ところが、被害者にとっては、事故発生時の製品が欠陥製品であることを証明するのも困難であるから、法律上の推定あるいは事実上の推定によりその証明責任を軽減することが求められるのである。それなのに被害者に、製造物の欠陥がその製造物が流通に投入される時点ですでに存在していたことの証明責任まで負わせるのは、実に酷である。被害者にとっては、事故時の欠陥を証明することは（容易ではないが）可能であっても、その欠陥が流通に投入される時点で存在していたことを証明するのは極めて困難であり、被害者に欠陥の存在時期についての証明責任を負わせるのは妥当ではないといわざるを得ない。

日本では、製造物責任法の立法前に提出された主な試案・提案は、いずれも製造物の欠陥の存在時期に関する推定規定を設け、原告は、事故時に製造物に欠陥があったことを証明すれば足り、その欠陥が当該製造

物が流通に置かれた時点ですでに存在したことについては証明責任を負わず、製造物が相当な使用期間内にある限り、その欠陥は、製造物が流通に置かれた時点において存在したものと推定され、被告が当該欠陥は、製造物が流通に置かれる時点では存在していなかったことを証明しなければ、責任を免れないとしていた[93]。日本の製造物責任法は、このような推定規定を設けておらず、原則として、原告は事故時の欠陥だけではなく、事故時の欠陥は製造物が流通に置かれる時点ですでに存在していたことまで証明しなければならない。ただし、実務上では、事実上の推定を利用して、事故時の欠陥の存在から製造物が流通に投入される時点での欠陥の存在を認定する事例も見られる[94]。

中国の製品品質法は、製造者は、「製品を流通に投入したときには、損害を引き起こした欠陥がまだ存在していなかったこと」を証明すると免責されるとする（41条２項２号）。この規定については、製造物が流通に置かれた時点における欠陥の存在についての証明責任を原告から被告に転換させる、欠陥の存在時期に関する推定規定であるとする見解があるが[95]、欠陥の存在時期に関する証明責任を転換させる推定規定ではなく、単なる製造物の流通過程における第三者により生じた欠陥についての製造者の責任を免除する旨の規定であるとする見解もある[96]。しかし、筆者には、製品品質法のこの規定は欠陥の存在時期に関する推定規定であると解するのが妥当であると思われる。

製品品質法のこの規定は、EC 指令に倣ったものであるが、EC 指令７条ｂ号は、製造者は、「損害を生じさせた欠陥は、諸事情を考慮すれば、その製造物が製造者によって流通に置かれた時には存在しなかったかまたはその後に生じた蓋然性があること」を証明すれば免責されるとする。この規定について、EC 指令の立法担当者は、事故時の製品の欠陥は、製品が流通に置かれた時点ですでに存在しているものと推定する規定であると説明している[97]。

上記の EC 指令の規定を置き換えたドイツの製造物責任法１条２項２号は、製造者は、「諸状況から、製造者が製造物を流通に置いた時点では、まだ製造物には欠陥がなかったこと、またはこの欠陥が後になって

生じた蓋然性が高いこと」を証明した場合には免責されるとするが、ドイツでは、EC指令と同じように欠陥の存在時期に関する推定規定であるとするのが通説である[98]。このように欠陥の存在時期の証明責任を転換する理由は、製造者が品質管理の機会や記録をする機会を有しているから、製造者が、製造物を流通に置いたときには欠陥がなかったことを証明するほうが、被害者が反対事実（欠陥の存在）を証明するより容易であるからだとする[99]。

また、日本でも、1990年私法学会報告者グループがEC指令を踏襲して、「損害を生じさせた欠陥は、諸事情を考慮すれば製造物が流通に置かれた時には存在しなかったか又はその後に生じた蓋然性があること」を製造者の免責事由とするが、これは欠陥の存在時期の推定規定であると説明される[100]。同じくEC指令を踏襲している中国の製品品質法の規定については、上記のような解釈をするのが論理的であると思われる。

上記の製品品質法の規定は欠陥の存在時期についての証明責任を転換する規定ではないとする見解は、EC指令7条b号についての加賀山教授の解釈をその根拠とするが、加賀山教授は次のような解釈をする。すなわち、ECにはコモン・ロー国と大陸法国があり、証明責任における証明の程度は、前者では、証拠優越の原則に従い、優越的蓋然性でよいとされているのに対して、後者では、疑いの余地のないほどの高度な蓋然性が要求されており、優越的な証拠では足りないとされている。したがって、EC指令7条b号により、製造者が、製造物が流通に置かれた時点では「欠陥が存在していなかった蓋然性が高いこと」を証明するというのは、前者では、製造者に、流通時には欠陥が存在していなかったことの証明責任を負わせるのと同義となるが、後者では、製造者に証明責任を負わせるのではなく、流通時に欠陥が存在することの証明責任を負うのはあくまでも被害者の方であり、製造者が「流通時に欠陥が存在していない蓋然性」を証明さえすれば、被害者は証明に失敗したことになり、製造者は免責されることになる[101]。

確かに、EC指令の規定が欠陥の存在時期についての証明責任を転換させる規定であるか否かについて、フランスやドイツではその解釈が分

かれているようである[102]。しかし、前記のようにEC指令の立法趣旨が欠陥の存在時期についての証明責任の転換にあることは、EC指令の立法担当者の解釈により明らかであり、通説も同じような解釈を取っている[103]。また、このような証明責任の転換は、欠陥の証明において製造者の方が消費者の方より有利な地位にあるから政策的にも妥当であり、製品品質法の規定は、証明責任を転換させる推定の規定と解するのが合理的であると思われる。

なお、EC指令について解釈上問題になっているのは、「欠陥が存在していなかった蓋然性があること」という規定であるが、製品品質法は、「欠陥が存在していなかったこと」だけを免責事由としているので、そもそもEC指令の場合のような問題が生じる余地がない。

第4節　欠陥の証明度の軽減

1　欠陥の証明度

証明度とは、ある事件において証明の対象となる事実（要件事実）の存在を肯定するために最低限必要とされる証明の程度をいう[104]。

すでに述べたように、中国では長い間、民事訴訟において職権探知主義をとり、当事者が証明責任を負うとしながら、一方では、裁判所にも職権により証拠を調査、収集して、事件の真相を究明することが求められたため、当事者の証明責任が曖昧にされ、要件事実についての当事者の証明責任をどの程度にまで要求するかについて真正面から論じられなかった。しかし、現在進められている民事裁判方式の改革により、当事者の証明責任が強化されると、当事者にどの程度の証明を求めるかは明確にしなければならない問題となる。

中国では、要件事実についての証明度は、当事者の証明責任の内容としてではなく、裁判所の責務の問題として論じられてきたため、裁判所の責務としての事実の証明程度に関する議論がこの問題を検討する手がかりとなりうる。

長い間中国では、訴訟上の事実の証明について民事訴訟と刑事訴訟を

区別せず、民事訴訟においても刑事訴訟と同じ程度の証明が必要であるとされてきた[105]。訴訟における裁判所の任務は、事件の客観的な真実を解明することであり、事件についての裁判官の認識は客観的事実と一致しなければならないといわれた[106]。このような認識を定式化したのが、旧民事訴訟法56条である。56条は、「当事者は自ら提出した主張について証拠を提供する責任を負う。人民法院は法定の手続に従って、証拠を全面的、客観的に収集し調査しなければならない」と規定する。この規定により、裁判所は、当事者が提供した証拠では事実の真偽の判断ができない場合には、「客観的真実」を解明するため、当事者が提供ないし主張しなかった証拠も収集し調査することが求められたのである[107]。

しかし、近年は、外国の民事訴訟理論を参考に、刑事訴訟と民事訴訟とを区別して、民事訴訟における証明の程度は刑事訴訟より低い程度の証明(蓋然性の証明ないし優越的蓋然性の証明)で足りるとする見解が有力に主張されている[108]。

日本では、民事裁判における証明度と刑事裁判における証明度とは異なり、前者の方が後者より低いとされ[109]、民事裁判における証明度は、一点の疑いも入れない科学的証明を要するのではなく、高度の蓋然性で足りるとする[110]。日本の最高裁判所は、医療過誤における因果関係の証明が問題となった事件の判決(最判昭50・10・24民集29巻9号1417頁)において、「一般的に訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」と判示しているが、一般に、この判示は民事裁判における証明度一般を述べているものと理解されている[111]。中国の学者が主張する「蓋然性の証明」の考え方は、日本の民事裁判における証明度と同じ考え方を示しているものと理解できると思われる[112]。

中国では、製造物責任訴訟における欠陥の証明程度について言及した論著は見当たらないが、筆者は、製造物責任においては、一般民事裁判

と同じように高度の蓋然性の証明を原則としながら、事案によって、被害者が欠陥を証明するのが困難な場合には、その証明度を軽減することも考慮するべきであると考える。もともと民事裁判における証明度は、民事裁判の対象となる権利の性質と対立する両当事者の公平という観点から決められるものであるから、「高度の蓋然性」という一般的証明度が、当該事案の特性から見て、不相当であるということになれば、その証明度を具体的な事案の特質に応じて変容させることは、決して不合理なこととはいえないからである[113]。また、実際には、立証の公平という考えの下で、法律上の推定だけではなく、明文の規定がない場合でも事実上の推定が認められるなど、立証負担の軽減のための制度があるから、同じ趣旨から、法律に明文の根拠がなくても、製造物責任事案の特質（証拠の偏在などによる被害者の立証困難）に鑑み、そうした事案で要求される法政策的配慮をも念頭に置いた上で、当事者間の公平を図るという観点から、正当と評価できる限りにおいて、証明度の引下げを認めることができると思われる[114]。

2　欠陥の特定の程度

欠陥の証明においては、欠陥の特定の程度、すなわち、製造物のどの部位・部品にどのような欠陥があったかを明らかにすることが必要であるかが一つの重要な問題となる。

日本においては、製造物責任法制定の検討の段階から、欠陥の特定の問題が理論的にも実務的にも大きな問題であるとして、一方では、これを損害賠償を求める被害者が個々の製品の部位、事故発生のメカニズムに至るまで特定する必要があり、さらにはその特定を必要とすることを法律上も明記する必要がある旨の見解が提唱されたり、他方では、被害者がそのような特定をすることは製造物責任による被害者の救済を否定することにつながるとの見解が表明されたりした[115]。製造物責任法の立法過程では、前者が多数意見であり、後者は少数意見であったが[116]、立法後の議論においては、欠陥を抽象的に解し、具体的な欠陥部位の主張・証明は不要とする意見が有力になっている[117]。

前述のように、中国では欠陥の証明責任の所在についても立法上および解釈上明確になっておらず、したがって、欠陥の特定程度の問題についてまで具体的に論じる論著は見当たらない。ただし、製品品質法の立法関係者は、被害者の証明責任について、「被害者は、製品に欠陥があることと損害事実および欠陥と損害との因果関係を証明すれば足り」、「欠陥の原因を証明する必要はない」と説明しているが[118]、このような考え方は、「欠陥」と「欠陥の原因」とを区別して、被害者に対して欠陥の部位（欠陥の原因）まで特定することを要求しない旨であると解することができると思われる。

欠陥について、日本の製造物責任法は、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」としており、中国の製品品質法は、「人身・財産に危害を及ぼす不合理な危険」としているが、欠陥という要件は、規範的法律要件要素であって、具体的な事件に照らして判断されるべき不特定概念である。したがって、欠陥（安全性の欠如）を明らかにする事実ができるだけ具体的に主張されることが原則として必要である。しかし、このことは欠陥が製造物のどの個所に存在し、それがどのような原因により、どのようなメカニズムによって生じたかを、原告が主張・立証すべきことまでも意味するものではない[119]。製品がどのような部品を使用して、どのような仕組みになっており、それがどのような技術的・科学的性質・性能を有するかについては、一般消費者としては知りえないのが通常であり、欠陥の部位・部品の特定を求めることは著しく困難であるのみならず、製品を構成する部品のどこかに欠陥があっても製造者としてはその製品を製造した以上、その欠陥について損害賠償責任を負わざるをえないから、被害者にそのような部品・部位の特定まで要求することは不合理であるといえる[120]。そして、欠陥の部位・部品まで特定する必要があるのは、被害者が部品・原材料の製造者に対して製造物責任を追及する場合と（被害者の証明責任とは別の問題であるが）完成品の製造者が部品・原材料の製造者に対して求償権を行使する場合などに限られるだろう。

また、欠陥部位の特定の問題について、物理的自然的「欠陥」概念と

規範的法的「欠陥」概念とを区別して、欠陥部位の特定を必要とするのは前者の意味での欠陥の判断においてであり、後者の意味での欠陥の判断においては、必ずしも特定の必要はないという考え方もある。すなわち、従来の過失責任の下では、製造物のどの部位にどのような物理的自然的欠陥があったかを確定しないことには、それが注意すれば予見可能であり、回避可能であったかの判断をすることができないから、欠陥の部位を特定する必要があった。しかし、無過失責任の製造物責任のもとでは、物理的自然的欠陥の特定を法律の要件とすることなく、「当該製造物が通常有すべき安全性を欠いている」ということを欠陥の判断要件としている。したがって、物理的原因を特定するに越したことはないが、ケースによってはそれ以外の何らかの事情を主張・立証して、法律要件である「安全性の欠如」の心証を裁判官に抱かしめれば十分であり、欠陥の具体的な部位まで特定する必要はないのである[121]。

上記のような、日本における欠陥の特定の程度についての考え方は、中国において被害者の証明責任の軽減を検討するうえで参考にするべきであると思われる。中国では、欠陥製品被害者の証明責任を軽減するため、被害者は欠陥についての証明責任を負わず、製造物により被害を受けたことを証明すれば足り、製造者が欠陥の不存在を証明しなければならないとする見解がよく見られるが[122]、筆者には、証明責任の軽減のためには前記のような欠陥の推定、証明度の引き下げ、欠陥の特定の程度などにより図るべきであって、原告の欠陥の証明責任を完全に不要とするのは、製造者と消費者との関係においての公正さを欠くもので妥当ではないと思われる。

終章　中国製造物責任法への提言

中国の製品品質法が民法通則の不備を見直して、製造物責任の諸問題についてより具体的に定め、製造物責任における無過失責任原則を確立した意義は十分に評価するべきである。しかし、すでに検討したように製品品質法には様々な問題も存在している。

中国の製造物責任法に存在する諸問題は、立法当時の社会的事情および学説の状況では、ある意味では不可避なことでもあったといえる。また、中国では、一般国民に法律の知識が欠如していただけではなく、法律の専門家であるべき裁判官や弁護士などの資質も全体的に高くなかったため[123]、裁判実務においては、法律の条文を直接「引用」するだけで、責任の理論構成などが争われることはあまりなく、判決も責任の要件や理論構成を明示することはほとんどなかった[124]。したがって、製造物責任法が制定されても、製造物責任を他の責任法理と区別する意識はあまりなく、製造物責任法の厳格な解釈と適用が求められず、法律に存在する諸問題も実務においては現実的な問題として認識されなかったと思われる。

ところが、製品品質法が制定されてからの中国の事情には大きな変化が起きており、製造物責任法の適用環境も変わりつつある。まず、中国では、法制健全化を目指して法整備を進めると同時に、1985年から「全民普法」（全国民に法律の知識を普及させる）5ヶ年計画（現在は四回目の5ヶ年計画を遂行中）を実施するなど、法律知識の普及に努めて、国民の法律により権利を守る意識が高くなってきた。次に、国家司法試験制度の創設などで、裁判官と弁護士の資質の向上が予期できる。中国では長い間、法律の専門教育を受けていない者でも裁判官になれるようになっていたが[125]、1995年には「法官法」（裁判官法）が、1996年には「律師法」（弁護士法）が制定され、2002年からは国家司法試験が実施されることとなり[126]、裁判官と弁護士資格により厳しい基準が設けられるようになった。さらに、民事裁判方式の改革により当事者の証明責任が強化され証明責任の負担が大きくなり、責任の法的性格（過失責任と無過失責任）の違いによる証明責任の負担の差は当事者にとって現実的な問題となっている。これらの変化により、製造物責任訴訟において、製造物責任を一般不法行為責任と区別して適用することが求められ、また、それが可能になると考えられる。そして、WTOへの加盟により、経済の国際化がさらに進み、欠陥製品による被害に対する責任追及のルールも各国同一であることが求められ、製造物責任においても諸外国

の製造物責任制度の合理的な部分を取り入れて、より合理的な立法と厳格な解釈をすることが求められると思われる。

中国では現在民法典の制定作業が進められており、製造物責任は民法典の不法行為編に定められる見通しである[127]。しかし、すでに公表された民法典草案と試案において、製造物責任に関する規定は製品品質法と比べて一部変わってはいるものの、基本的には製品品質法の規定を維持しており、現行法律の問題点をそのまま抱えているといえる。

そこで、筆者は、本稿における検討に基づいて、民法典編纂における製造物責任規定について、以下のような提言をし、本稿の結語に代えたい。なお、これら提言の具体的な理由についてはすでに本文において言及しているため、ここでは贅言せず、本文の関係箇所を参照されたい。

まず、中国の製造物責任法は、日本など諸外国で一般的である「単独立法」ではなく、製品品質法という行政法規範と民事法規範が混在する「混合法」の一部分として定められたことにより、その解釈と適用に矛盾と混乱が生じている。また、製品品質法に民法通則の製造物責任規定と異なる規定をしながら、民法通則の規定と製品品質法との関係を明確にしなかったため、責任主体についての民法通則と製品品質法の異なる規定が共に存在することとなり、製造者と販売者の責任を区別する製品品質法の立法趣旨が曖昧になってしまった。すでに公表された民法典草案は、民法典に製造物責任を規定しながら、製品品質法の規定は維持するとしているが、民法通則と製品品質法の関係のような矛盾が生じることを避け、製品品質法の「混合法」の「欠点」を無くすために、民法典に製造物責任を定めると同時に、製品品質法における製造物責任規定を廃止するべきであると考える。

次に、製品品質法は、欠陥製造物の製造者と販売者の責任について、無過失責任だけではなく不法行為責任ないし契約責任も一緒に定めて、異なる責任法理の規定が混在することにより、製造物責任の無過失責任としての性格が曖昧になり、製造物責任の特別規定を設ける意義が大きく減殺されてしまった。製造物責任法の制定は、他の責任法理による損害賠償請求権を排除するものではない。製造物の欠陥により被害を受け

た者は、製造者などに対して製造物責任に基づいて損害賠償を請求することもできるし、一般不法行為責任により損害賠償を請求することもできるはずである。しかし、不法行為責任を追及する場合には、民法の不法行為責任の一般規定（現在は民法通則106条）によれば足り、製造物責任法に明記する必要がないと思われる。製造物責任と他の責任法理（とりわけ一般不法行為責任）との関係を明確にするために、民法典においては製造物責任と一般不法行為責任を厳格に区別して、製造物責任に特有な問題だけを定め、その他は民法の一般規定によることを明言することが望ましいと考える。

そして、製造者と販売者の被害者に対する「先行賠償責任」を定める製品品質法43条の規定は、被害者の損害賠償請求権の性格と製造者と販売者の賠償責任の性格を明示しておらず、製造物責任の立法趣旨および同法の他の規定（42条の販売者の過失責任、41条の免責事由など）と矛盾する解釈を生じさせている。民法典草案は製品品質法43条と同じ規定を設けているが、43条がなくても、41条により製造者に対して無過失責任を追及でき、42条２項により販売者に対して補充的無過失責任を追及できること、民法通則の不法行為責任の一般規定（106条２項）により過失責任を追及できるのは当然のことであり、43条はその存在の意義がないだけではなく、誤解を生じさせているため、民法典には43条のような規定を置くべきではないと考える。

また、製造物責任法の適用範囲について、製品品質法には製造者の定義規定がなく、部品・原材料製造者が責任主体に含まれるか否か、表示製造者の取り扱いなどが問題となるが、民法典草案は製品品質法と同じように定義規定を設けていない。製造物責任法の適用範囲を明確にするためには、製造者、製造物の定義規定を設けることが望ましい。中国では、部品・原材料製造者を責任主体から除外する見解が有力であるが[128]、その理由は妥当とは思われず、EC 指令や日本の製造物責任法のように部品・原材料製造者の製造物責任を認め、また、その免責事由による抗弁を認めるべきであると思われる。表示製造者については、EC 指令よりその範囲を広く捉える日本の製造物責任法に倣ったほうが被害者の救

済に有利であるといえる。そして、不動産とすべての自然産物を製造物責任の適用対象から排除する根拠が不明確で、製造物には、不動産と自然産物も含まれるものとするのが望ましいと考える。「販売に供されること」を製造物の要件とするのは、論理的ではなく、製造物の定義から削除し、EC指令のように製造物を流通に置かなかった（販売に供しなかった）ことは製造者の免責事由として定めたほうが望ましいと思われる。

製品品質法は、民法通則の「品質不合格」という表現に替わって、「欠陥」を製造物責任の要件と明記している。しかし、当時、製造物責任法は主に製造者などの悪意（故意または過失）が明らかで、欠陥の証明も容易な粗悪製品被害の対策として議論され、立法化されたため、欠陥の定義規定はあまり簡単で厳密さにもかけ、欠陥の判断基準・判断要素および欠陥の証明責任の軽減策などをも定めていない。民法典草案は欠陥の定義について、製品品質法の規定をそのまま採用するとしているが、欠陥の存否と安全基準への適合不適合は必ずしも一致するものではなく、欠陥の定義には、「安全基準」による欠陥の判断を明記するべきではない。欠陥の判断については、人（消費者）が正当に期待できる安全性を欠くことを欠陥と定義し、解釈においては、消費者期待基準を基本としつつ、危険効用基準における要素も考慮することとするべきであると考える。そして、被害者の欠陥についての証明責任を軽減するため、欠陥の存在に関する推定規定を設け、さらに、「製品を流通に投入するときには欠陥がなかったこと」を製造者の免責事由と定め、欠陥の存在時期に関する証明責任を被告に転換させるべきであると考える。また、消費者の保護という製造物責任法本来の趣旨を徹底するために、開発危険の抗弁を採用せず、開発危険をも有責とすることが望ましいと考える。

注

[1] 好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ673号32頁。

[2] ただし、「営利目的」の要件は不要と考えている。詳細は本誌54巻5号440頁の拙稿を参照。

[3] 本誌54巻5号437頁の拙稿を参照。

[4] 国家技術監督局が作成した諸草案にはこの抗弁の規定はなかったが、国務院が国家技術監督局が作成した草案を修正して、全国人民代表大会常務委員会に提出した「中華人民共和国産品質量法(草案)」(1992年10月)にこの抗弁の規定が置かれた。この草案46条には、製品品質法が定める三つの免責事由のほか、「製品を国の法律、法規の定める強制的な基準に合致させたため欠陥が生じたこと」および「構成部品の欠陥は、当該部品を組み入れた製品の設計あるいは、当該部品を組み入れた製品の製造者の責任により生じたこと」をも免責事由として定めていた。

[5] 全国人大常委会法制工作委員会経済法室=国家技術監督局政策法規司編『産品質量法実用指南』(中国民主法制出版社、1993年)105頁。

[6] 升田純『詳解製造物責任法』(商事法務研究会、1997年)979頁。

[7] 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説製造物責任法』(商事法務研究会、1994年)104頁。

[8] 中国国家賠償法は、その3条、4条において国が賠償責任を負う具体的な行政行為を定めてしている。行政規則・規制を制定するなどの「抽象的な行為」により生じた損害に対して国が損害賠償責任を負うか否かについては、意見が分かれているが、多数説は、国の責任を否定する。全国人大常委会法制工作委員会民法室編著『中華人民共和国国家賠償法釈義』(法律出版社、1994年)23頁、房紹坤=丁楽超=苗生明『国家賠償法原理與実務』(北京大学出版社、1998年)123頁、張歩洪=王万華編『国家賠償法例解與適用』(人民法院出版社、1997年)122頁。

[9] 管見の限り、製品品質法の制定前に公刊された文献の中には、中国の製造物立法において、開発危険の抗弁を採用するべきか否かについて論じるものは見当たらなかった。また、筆者が、製品品質法の起草機関である国家技術監督局から入手した、当時内部資料として刊行された、製品品質法の起草過程に関する『立法情況反映』および各草案、草案の起草説明などにも、開発危険の抗弁に採否に関する内容はなかった。

[10] 本誌54巻5号454頁の拙稿を参照。

[11] 長谷川貞之「開発危険の抗弁と製造物責任の特質」駿河台法学第9巻1号16頁、中村弘『製造物責任の基礎的研究』(同文館、1995年)120頁以下参照。1974年8月の第一次予備草案は、開発危険の抗弁について言及していなかったが、1975年7月の第2次予備草案と1976年10月の議会提出指針案は開発危険の抗弁を認めていなかった。その後、1979年4月のEC議会承認指針案は、一転して開発危険の抗弁を認めていたが、1979年9月のEC委員会指針最終案は、また、開発危険の抗弁を認めていなかった。

[12] EC指令15条1項〔b〕号。

[13] 日本における立法提案の中で、開発危険の抗弁の採用を主張するものとし

ては、加藤雅信教授のPL立法研究会の立法提案（PL立法研究会「立法提案・製造物責任」NBL 527号23頁）と平野裕之教授の提案（平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、1990年）471頁）などがある。

[14] 産業構造審議会総合製品安全部会「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策のあり方について」（1993年11月10日）、法制審議会民法部会財産法小委員会報告「製造物責任制度について」（1993年12月7日）。なお、国民生活審議会消費者政策部会の中間報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（1992年10月）は、開発危険の抗弁の採否両論を紹介するにとどまっていたのに対して、1993年12月10日の最終報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」は、開発危険の抗弁の採用を支持する立場をとっている。

[15] 朝見行弘「責任基準（1）欠陥」50頁。クリスティアン・ラルメ「フランス製造物責任法における開発危険の概念」立教法学55号215頁。

[16] EU加盟国の中では、フィンランドとルクセンブルグが開発危険の抗弁を採用していない。EU非加盟国のヨーロッパ諸国では、ノルウェーとロシアが開発危険の抗弁を採用していない（小林秀之編『新製造物責任法大系Ⅰ〔海外編〕』（弘文堂、1998年）354頁参照）。

[17] スペイン「欠陥のある製品によって発生した損害に関する私法的責任に関する法律22／1994号」6条1項e（小林秀之・前掲注16）520頁参照）。

[18] 小林秀之・前掲注16）433頁。

[19] 小林秀之・前掲注16）436頁。

[20] 日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題〔平成4年版〕（上）』所収、好美清光「製造物責任法の問題点」118頁。

[21] 国家技術監督局政策法規司編『中華人民共和国産品質量法講座』（世界図書出版公司、1993年）155頁。

[22] 小林秀之編・前掲注16）329頁。

[23] ECと日本では、製造物責任法の制定後開発危険に関する事例はまだ報告されていない。EC指令採択後1999年までのヨーロッパの状況については、加藤雅信「製造物責任問題の国際的動向－アメリカ・ヨーロッパを中心に－」別冊NBL 53号193頁参照。

[24] 製造物責任法が制定される前の日本において、製造物責任に関する裁判例の中で、製造物の危険性に関する製造者の予見可能性が争われているのは、医薬品に関する事例に限られているが、これらの裁判例においては、いずれも予見可能性が認められており、開発危険の抗弁が問題となるのは、事実上、医薬品や化学物質などに限定されるものと考えられるから、開発危険の抗弁を認めると、従来の裁判例より被害者保護の程度を後退させることになるとの批判があった（朝見行弘「欠陥」別冊NBL 24号40頁）。

[25] 朝見行弘・前掲注24) 40頁。
[26] 好美清光「製造物責任立法への提案」NBL 458号57頁。1990年の日本私法学会における報告者グループの提案は、このような考えから、開発危険の抗弁を認めない立場をとっていた。このような考え方は中国の場合にも妥当であると思われる。
[27] 朝見行弘「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナー478号40頁。
[28] 好美清光・前掲注1) 35頁。
[29] 山本庸幸『注釈製造物責任法』(ぎょうせい、1994年) 92頁。山本氏は、内閣法制局参事官として製造物責任法案の審査を担当していた。
[30] 好美清光「製造物責任法の構造と特質」判例タイムズ862号15頁。法務省民事局の参事官として、製造物責任法の審議、立法に関わった升田純氏は、「開発危険の抗弁において判断基準になる(科学又は技術に関する)知見は、その詳細が科学的に異論なく証明される程度に確立したものであることは必要ではないが、知識、経験、実験などによって裏付けられ、特定の科学技術の分野において認知される程度に確立したものであることは必要である」とし、また、「そのような知見が、特定の分野で定説となったり、通説となったりしていることまでは必要ではない」とする(升田純・前掲注6) 898頁)。
[31] 李効民『最新産品質量責任質量暨監督法律指南』(中国計量出版社、1998年)所収、国家技術監督局「中華人民共和国産品質量法条文解釈」950頁、国家技術監督局政策法規宣伝教育司編『最新産品質量法実用知識問答』(中国計量出版社、2000年) 193頁。
[32] 劉静『産品責任論』(中国政法大学出版社、2000年) 186頁。
[33] 秦瑜「芻議我国産品責任的帰責原則及抗弁事由」上海法学研究1998年5号23頁。
[34] 長谷川成海「アメリカ製造物責任法における『技術水準』の概念」早稲田法学66巻2号113頁。
[35] 王利明編『民法・侵権行為法』(中国人民大学出版社、1993年) 435頁。
[36] 好美清光・前掲注30) 16頁。
[37] 好美清光・前掲注30) 16頁。
[38] 吉村良一『不法行為法〔第2版〕』(有斐閣、2000年) 61頁。
[39] 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1940年) 103頁、加藤一郎『不法行為(増補版)』(有斐閣、1974年) 64頁。
[40] 吉村良一・前掲注38) 61頁。
[41] 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』(青林書院、1983年) 304頁、前田達明『不法行為』(青林書院、1980年) 35頁、平井宜雄『債権各論II不法行為』(弘文堂、1992年) 27頁。ただし、過失を行為者の心理状態として捉える見解と注意義務違反として捉える見解とは必ずしも対立的に捉える必要はな

い。すなわち、意思の緊張の欠如という心理状態も、それが帰責の根拠となるのは、そのような心理状態のまま漫然と行為したからであり、そこでは、他人に損害を加えないように注意深く行動せよという一種の注意義務違反が問題となっており、その意味で、過失の本質は注意義務違反である。一方、過失を注意義務違反とする場合でも、注意しておけば（危険防止）義務を守れたはずだという意味では、心理状態における慎重さの欠如という側面は完全にはなくならないのである（吉村良一・前掲注38）62頁）。

[42] 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『製造物責任の論点』（商事法務研究会、1991年）所収、森島昭夫「欠陥」25頁。

[43] 升田純「詳論・製造物責任法（2）」NBL 550号12頁。

[44] 四宮和夫・前掲注41）336頁。

[45] 升田純・前掲注6）22頁。

[46] 例えば、一連のスモン訴訟判決では、製薬会社の予見義務の内容として、新薬発売以前にその時点における最高の技術水準をもってする試験管内の実験、動物実験、臨床試験などを行うことを要求したり（東京地判昭53・8・3判例タイムズ365号99頁）、あるいは、開発過程において内外の文献を渉猟し、かつ各種試験を行い、医薬品の安全確保のために考える限りの方法をとることを要求している（福岡地判昭53・11・14判例タイムズ376号58頁）。

[47] 内田貴「管見『製造物責任（4）』」NBL 497号31頁、明治大学社会科学研究所第15回社研シンポジウム（1994年）資料『製造物責任を考える』所収、平野裕之「製造物責任法と製造物の『欠陥』」35頁。

[48] 森島昭夫・前掲注42）32頁。

[49] 朝見行弘「『過失』と『欠陥』」法学セミナー444号81頁、日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書・現代法律実務の諸問題〈平成5年版〉（上）』所収、松本恒雄「製造物責任について」142頁。

[50] 通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、1994年）76頁。

[51] 升田純・前掲注6）396頁。

[52] 孔祥俊『民商法新問題与判解研究』（人民法院出版社、1996年）197頁。

[53] 魏振瀛＝王小能「論構成民事責任条件中的過錯」中国法学1986年5号18頁、唐徳華編『民法教程』（法律出版社、1987年）446頁、王利明・前掲注35）156頁。

[54] 王利明＝楊立新『中国法精要・中国侵権行為法』（法律出版社、1998年）47頁、劉士国『現代侵権損害賠償研究』（法律出版社、1998年）79頁、楊立新＝劉忠編『損害賠償総論』（人民法院出版社、1999年）155頁、魏振瀛編『民法』（北京大学出版社・高等教育出版社、2000年）692頁、楊立新『中国民法の理論と実際』（成文堂、2001年）237頁。

[55] 孔祥俊・前掲注52）202頁、王利明＝楊立新・前掲注54）47頁、王利明編『民法』（中国人民大学出版社、2000年）548頁。
[56] 森島昭夫・前掲注42）40頁。同じ旨のものとしては、内田貴「管見『製造物責任』（３）」NBL 496号22頁以下、木川統一郎編著『製造物責任法の理論と実務』（成文堂、1994年）所収、吉野三郎「製造物責任は無過失責任か？」232頁以下。
[57] 朝見行弘・前掲注24）39頁。同じ見解のものとしては、別冊 NBL 24号『製造物責任の現状と課題』（商事法務研究会、1992年）所収、好美清光「補論」91頁、好美清光・前掲注30）15頁。
[58] 円谷峻「製造物責任における欠陥概念と無過失責任（中）」NBL 510号31頁。
[59] 円谷峻・前掲注58）31頁以下参照。
[60] 李双元＝蔣新苗『国際産品責任法―比較分析与実証研究』（湖南科学技術出版社、1999年）240頁、劉文琦『産品責任法律制度比較研究』（法律出版社、1997年）129頁。
[61] 朝見行弘「過失と欠陥」法学セミナー444号80頁。
[62] 円谷峻・前掲注58）32頁。
[63] 升田純「製造物責任法と実務（２）」判例時報1513号６頁。
[64] アメリカ第2次不法行為法リステイトメント402Ａ条注釈ｇ。
[65]『中華人民共和国産品質量法（草案）』（1992年10月19日）第49条。この草案は製品品質法の起草機関である国家技術監督局が作成した草案を国務院が修正して、立法機関である全国人民代表大会常務委員会に提出したものである。国家技術監督局の草案には証明責任に関する規定がなかったが、国務院の草案49条は、「被害者は、欠陥、損害及び欠陥と損害との因果関係について証明責任を負わなければならない」と定めていた。
[66] 全国人民代表大会法制工作委員会経済法室=国家技術監督局政策法規司編・前掲注５）106頁。
[67] 全国人民代表大会法制工作委員会経済法室=国家技術監督局政策法規司編・前掲注５）、338頁。国家技術監督局政策法規司法規処編『中華人民共和国産品質量法知識問答』（化学工業出版社、1993年）98頁、国家技術監督局政策法規宣伝教育司編・前掲注31）186頁も同じ見解を示している。
[68] 王家福編『中国民法学・民法債権』（法律出版社、1991年）560頁、楊振山編『民商法実務研究・侵権行為巻』（山西経済出版社、1993年）242頁。
[69] 秦拓「也談挙証責任倒置」政治与法律1992年６号57頁、李浩『民事挙証責任研究』（中国政法大学出版社、1993年）169頁。しかし、李浩教授は、最近の著書では原告が欠陥に対する証明責任を負うとする（李浩『民事証明責任研究』（法律出版社、2003年）182頁）。
[70]「陳梅金、林徳鑫訴日本三菱汽車工業株式会社損害賠償糾紛案」中華人民共

和国最高人民法院公報2001年２号62頁、最高人民法院民事審判第１廷『民事訴訟証拠司法解釈的理解與適用』（中国法制出版社、2002年）48頁、畢玉謙『民事証拠原理與実務研究』（人民法院出版社、2003年）42頁。

[71] 江偉編『民事訴訟法学原理』（中国政法大学出版社、1999年）505頁。

[72] 本稿の作成に当たっては、主に最高人民法院中国応用法学研究所編『人民法院案例選』（人民法院出版社）により裁判例を調べた。筆者が調べた裁判例に限っては、証明責任が問題となった事例はほとんど見当たらなかったが、最近は欠陥の証明責任が焦点となった事例が見られるようになった。たとえば、前掲注70）の最高人民法院公報の事例である。

[73] 木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門〔第３版〕』（有斐閣、2003年）219頁。

[74] 1982年法と1991年法との関係については、木間正道他・前掲注73）217頁以下を参照。

[75]『最高人民法院公報』1988年３号13頁。

[76] 江偉＝楊栄新『民事訴訟機制的変革』（人民法院出版社、1998年）302頁、斉藤明美「中国の民事裁判とその改革〔上〕」国際商事法務28巻12号（2000）1496頁。

[77] 江偉＝楊栄新・前掲注76）306頁。

[78] 人民法院が職権により証拠を調べる範囲を制限し、当事者の挙証責任を強化するのが、民事裁判方式改革の重要な内容となっている。①最高人民法院「関於民事経済審判方式改革問題的若干規定（民事経済裁判方式改革問題に関する若干規定）」（1998年６月19日最高人民法院裁判委員会第995回会議で採択）は、「当事者の挙証と裁判所による証拠の調査収集」の関係の見直しを改革の第一の内容として掲げており、②最高人民法院「人民法院５年改革綱要」（1999年10月20日）も挙証制度の改革を人民法院改革の基本内容の一つとしている。さらに、③最高人民法院「関於民事訴訟証拠的若干規定（民事訴訟証拠に関する若干規定）」（2001年12月６日最高人民法院審判委員会第1201回会議で採択）は、当事者の挙証責任と裁判所による証拠の調査収集の範囲について更に明確に規定している。以上の文献は、①は、最高人民法院公報1998年３号89頁、（日本語訳は、射手矢好雄「中国における民事裁判の改革」国際商事法務26巻８号846頁以下）、②は、「中華人民共和国最高人民法院公報」1999年６号185頁以下、③は、最高人民法院公報2002年１号23頁（日本語訳は、村上幸隆「民事証拠に関する中国最高人民法院の規定（５）～（８）」国際商事法務31巻３号～６号）を参照。

[79]「製造物責任法要綱試案」５条、1990年私法学会における提案第５、公明党案第８、社会党案５条、東京弁護士会案５条、日弁連案５条。ただし、PL立法研究会の提案は、推定規定を設けることに否定的であった。

[80] 産業構造審議会総合製品安全部会総合製品安全小委員会紛争解決ルール専門委員会「紛争解決ルールに係る法的論点について」(1993年9月)Ⅳの3(1)(通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲注50) 105頁)。

[81] 第14次国民生活審議会消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」(1993年12月)第2の3(1)、通商産業省産業政策局消費経済課編・前掲注50) 169頁。

[82] 筆者が調べた立法過程に関する資料と法律制定後の解説および製造物責任法に関する論著に限っては、欠陥の推定について言及するものは見当たらなかった。

[83] 王利明教授は、証明責任の転換は法律により明記するべきであり、裁判官の裁量にゆだねるのは妥当ではないとする(王利明「挙証責任倒置研究(之二)」(中国民商法律網・程序法学・学者論壇(http://www.civillaw.com.cn/weizhang/-default.asp?id=14029) 2004年1月13日による)。

[84] 立法上の先例がなく、不法行為法体系のバランスが取れなくなる可能性があるとする意見について、好美教授は、ドイツの立法者は、製造物責任法一般では、EC指令に従って原告に証明責任を負わせるが、遺伝子工学法や環境責任法などの被害者にとって証明困難な分野については、推定規定を設け、さらに、責任要件事実を証明するのに必要な限りで、被害者の情報請求権をも認めて、被害者の救済に積極的であるのとは対照的で、製造物責任の特殊性を殊更無視する横並びの発想であると批判する(好美清光・前掲注30) 14頁)。

[85] 例えば、「民法通則」126条、「特許法」(1984年3月制定、1992年9月一部改正) 60条2項。

[86] 1990年の私法学会における報告者グループは、欠陥の推定について次のように提案した。「製造物を合理的に予期される方法で使用したことによって損害が生じた場合において、損害が生じた場合において、その損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものではないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する」、「製造物は、同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていないときは、欠陥があるものと推定する」。

[87] 塩崎勤=羽成守編『裁判実務大系〔第30巻〕製造物責任関係訴訟法』(青林書院、1996年) 218頁。

[88] 手に持っていたビール瓶が爆発して、けがをした事件で、裁判所は、証人証言による事故時の状況から、被害者の誤使用などの外部の原因による爆発の可能性を排除し、爆発の原因を特定することなく、事実上の推定によりビール瓶の欠陥を認定して、被告の損害賠償責任を認めた(喩敏「舒易平訴藍剣集団公司産品責任損害賠償案—自由心証與自由裁量—」判例與研究1996年3号34頁)本裁判例については、洪庚明「中国製造物責任の研究(4)」法政論集185号

413頁参照。

[89] 淡路剛久＝伊藤高義＝宇佐見大司編『森島昭夫教授還暦記念論文集・不法行為法の現代的課題と展開』（日本評論社、1995年）所収、朝見行弘「製造物責任における証明問題」186頁。

[90] 表現こそそれぞれ若干違うが、製造物責任法研究会の「製造物責任法要綱試案」、1990年私法学会における報告者グループの「製造物責任立法への提案」、1990年の社会党案、1991年の東京弁護士会案と日弁連の案は、いずれも同じような推定の規定を提案した。

[91] ただし、前提事実を同じくしても、事実上の推定の場合には、相手方がその間接事実を真偽不明の状態に陥れることによって、事実上の推定を覆すことができるのに対して、法律上の推定の場合には、証明責任が転換され、被告が欠陥の不存在を証明しなければならない（朝見行弘・前掲注89）185頁以下参照）。

[92] 朝見行弘・前掲注89）190頁。

[93]「製造物責任法要綱試案」５条２項、1990年私法学会報告者グループの提案第８の２項、公明党案第８の２項、社会党案６条２項、東京弁護士会案５条、日弁連案５条２項。

[94] 松下電器テレビ発火事故製造物責任訴訟判決（大阪地判平６・３・29）。本件判決で裁判所は、欠陥の存在時期について、本件テレビは、製造された翌月に友人が購入して原告に贈与したものであり、原告方で「使用されてから本件火災まで８カ月程度しか経過しておらず、・・・・・・その間、原告が内部構造に手を加えたり、第三者が修理などをしたとの事実は認められないから、右の欠陥原因は、被告が本件テレビを流通に置いた時点で既に存在していたことが推認される」としている（判例タイムズ842号87頁）。

[95] 劉静・前掲注32）184頁。

[96] 洪庚明「中国製造物責任の研究（４）」法政論集185号414頁。

[97] 好美清光・前掲注１）32、33頁（好美教授のこの論文は、主にEC指令の起草担当責任者であるタシュナ氏の解説を参考にしたものである）、同・前掲注30）４頁。

[98] 東京海上研究所編『国際製造物責任法』（商事法務研究会、1993年）所収、Ｐ．アーレンス「ドイツ製造物責任訴訟の近時の動向」82頁。

[99] 東京海上研究所編・前掲注98）83頁。

[100] 1990年私法学会報告者グループ編『製造物責任の現状と課題』（別冊NBL 24号）（商事法務研究会、1992年）82頁。

[101] 加賀山茂「製造物責任と民法改正」阪大法学40巻３・４号261頁。同「責任基準（２）証明問題」NBL 457号59頁。

[102] フランスについては、加賀山茂・前掲注101）阪大法学271頁の注55）、ドイ

ツについては、P．東京海上研究所編・前掲注98）83頁を参照。

[103] ドイツについては、東京海上研究所編・前掲注28）82頁、フランスについては、後藤巻則「フランス製造物責任法の成立とその影響」日仏法学22号（2000年1月）262頁。フランスの製造物責任法案においては、EC指令7条b号に該当する（民法典）第1386条の10第2号において、製造者は、「製造物を流通に置いた時点において、欠陥が存在していなかったこと」を証明しなければ、責任を負うと規定して、「蓋然性の証明」は免責事由としなったが、1998年5月に成立した製造物責任法は、EC指令の規定を置き換えて、「諸事情を考慮すれば、製造者が製造物を流通に置いた時点において、損害を生じさせた欠陥が存在しなかったか、又はこの欠陥がその後に発生したと評価する理由があること」を製造者の免責事由として定めており、この規定は、EC指令と同じ趣旨であると解されている。

[104] 伊藤滋夫『事実認定の基礎・裁判官による事実判断の構造』（有斐閣、1996年）156頁。

[105] 李浩『民事挙証責任研究』（中国政法大学出版社、1993年）223頁。

[106] 卞建林編『証拠法学』（2002年修訂版）（中国人民大学出版社、2002年）258頁。

[107] 1984年に最高人民法院が公布した「民事訴訟法（試行）の貫徹執行に関する若干の問題についての意見」は、「人民法院は、証拠の調査収集にあたって、……当事者の提供した証拠の範囲に制限されるべきではない」とした。

[108] 李浩・前掲注105）223頁以下、畢玉謙『民事証拠法及其程序功能』（法律出版社、1997年）125頁以下参照。

[109] 伊藤滋夫・前掲注104）171頁、村上博巳『民事裁判における証明責任』（判例タイムズ社、1980年）3頁。

[110] 村上博巳・前掲注109）7頁。村上判事は、証明の程度を、「最高度の真実蓋然性（合理的疑のない程度の証明）」、「高度の真実蓋然性（明白で説得力のある証明と証拠の優越による証明）」、と「軽度の真実蓋然性（半証明・疎明）」とに分けて、刑事裁判においては、「最高度の真実蓋然性」の証明が求められ、民事裁判においては、「高度の真実蓋然性」の証明が求められるとする。

[111] 升田純編『現代裁判法大系〔8〕製造物責任』（新日本法規、1998年）23頁。

[112] 卞建林・前掲注106）268頁。

[113] 伊藤滋夫・前掲注104）185頁。

[114] 伊藤滋夫・前掲注104）、186頁。

[115] 升田純・前掲注63）20頁。

[116] 春日偉知郎「証明責任」ジュリスト1051号30頁、小林秀之「訴訟手続上の問題点とは」法学セミナー478号28頁。

[117] 小林秀之・前掲注116）28頁、鎌田薫「欠陥」判例タイムズ862号51頁、好

美清光・前掲注30）14頁。なお、欠陥部位の特定が必要であるとする産業構造審議会の答申（1993年９月）も、基本的には、原告が製品のどこに欠陥があったか明らかにする必要があるとする一方で、その特定の程度は、「製品の特性も考慮して、社会通念上欠陥の存在について納得が得られる程度の主張、立証で足りると考えられる」としている（産業構造審議会紛争解決ルール専門委員会「紛争解決ルールに係る法的論点について」Ⅲの４の（１））。これは帰責根拠及び証明責任に関する一般的な原則にしたがって、どのような欠陥があるかを明らかにしないまま製造者に責任を負わせることはできないことを確認しつつ、欠陥の内容の具体化程度に関しては、それぞれの事案に応じて（場合によって、経験則や事実上の推定を活用して）柔軟な判断をすべきであるとする趣旨と理解される（鎌田薫「欠陥」判例タイムズ862号55頁）。

[118] 全国人大常委会法制工作委員会＝国家技術監督局編・前掲注５）338頁。

[119] 松本博之「製造物責任訴訟における証明責任と証明軽減」判例タイムズ862号68頁。

[120] 升田純・前掲注63）20頁。

[121] 好美清光・前掲注30）14頁。

[122] 最高人民法院民事審判第１廷・前掲注70）47頁、畢玉謙『「最高人民法院関於民事訴訟証拠的若干規定」解釈與適用』（中国民主法制出版社、2002年）31頁。

[123] 江偉＝楊栄新編『民事訴訟機制的変革』（人民法院出版社、1998年）110頁。

[124] 陳界融「論判決書内容中的法理分析」法学（上海）1998年５号８頁。

[125] 木間正道他・前掲注73）294頁。

[126] 最高人民法院＝最高人民検察院＝司法部「国家司法考試実施弁法（試行）」（2001年10月31日）。

[127] 本誌54巻５号の拙稿463頁参照。

[128]「全国人大草案」と「社会科学院案」は明記しておらず、「人民大学案」はまず完成品の製造者が賠償してから、部品・原材料の製造者に求償するとする（「人民大学案」「侵権行為編」95条）。

〔付記〕

本稿は、中央大学法学研究科に提出した博士学位申請論文の主要な部分に加筆・修正したものである。学位論文の作成に当たっては、多くの方々に大変お世話になり、この機会を借りて、御礼を申し上げる。とりわけ、指導教授である好美清光先生（一橋大学名誉教授・元中央大学教授）、故三和一博先生（元中央大学教授）、利谷信義先生（東京大学名誉教授）と鈴木敬夫先生（札幌学院大学教授）には長年にわたり多くのご指導、ご配慮とお励ましに与り、深く感謝しており、心より謝意を表する。また、今回本誌に掲載するに当たっては、

鈴木賢先生(北海道大学教授)から論文の内容の修正について多くのご教示をいただき、日本語の表現についても細かく直していただいた。心より深く感謝し、謝意を表する次第である。